

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	6,200,000
A種株式	1,084,000
計	7,284,000

(注) 普通株式につき消却が行なわれた場合又はA種株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨、当社定款第5条に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成17年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年6月30日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	1,550,000	1,550,000	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注)
計	2,634,000	2,634,000	—	—

(注) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 配当金

(1) 利益配当

三井生命保険株式会社(以下、「当社」という。)は、利益配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種株式の登録質権者(以下、「A種登録質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する配当金額に後記7に定めるA種株式調整比率を乗じた金額を、利益配当金として支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間配当

当社は、中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うときは、A種株主またはA種登録質権者に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する配当金額にA種株式調整比率を乗じた金額を分配する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 残余財産の優先分配額

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主またはA種登録質権者に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下、「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。

(2) 普通株主への残余財産の分配

当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主または普通登録質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 普通株主への残余財産の分配後の残余財産の分配

当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額およびA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主または普通登録質権者およびA種株主またはA種登録質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 株式の分割または併合、新株引受権等

当社は、A種株式については、株式の分割および株式の併合は行わない。

当社は、A種株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

5 株式の消却、払い戻しまたは買受け

当社が商法第213条により自己株式を消却するときは、普通株式およびA種株式の双方につき行う。

当社が資本、資本準備金または利益準備金の減少に伴う払い戻しを行う場合は、普通株式およびA種株式の双方につき行う。

当社が自己株式を買受ける場合および当社が有する自己株式を消却する場合は、普通株式またはA種株式のうち、いずれか一方または双方につき、全部または一部を買受けまたは消却することができる。

6 転換予約権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、A種株式の普通株式への転換を請求することができる。この場合、A種株式の転換により発行すべき普通株式の数は、転換の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

上記の普通株式の数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

7 A種株式調整比率

(1) 当初A種株式調整比率

当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) A種株式調整比率の調整

(ア)当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込価額をもって普通株式を発行しまたは保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込価額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込価額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日、それ以外のときは払込期日の翌日とする。

(イ)当社が、A種株式発行後、新株予約権の発行価額および新株予約権の権利行使価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式を引受けることのできる新株予約権または新株予約権付社債を発行した場合、A種株式調整比率は、上記(ア)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権または新株予約権付社債の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により発行される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権または新株予約権付社債の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の発行価額および新株予約権の権利行使価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に新株予約権または新株予約権付社債の引受権を付与するときはその割当日の翌日、それ以外のときは新株予約権または新株予約権付社債の払込期日の翌日(無償にて新株予約権を発行する場合には発行日の翌日)とする。

(ウ)当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割または併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合は株主割当日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

8 期中転換があった場合の取扱い

A種株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日(注)1	普通株式 252,000	普通株式 252,000	630	630	630	630
平成16年4月1日(注)2	普通株式 1,298,000 A種株式 1,084,000	普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000	86,650	87,280	86,650	87,280

(注) 1 相互会社から株式会社への組織変更に伴う資本の部の組替えによるもの。

2 第三者割当増資によるもの。

普通株式：発行価格50,000円、資本組入額25,000円

主な割当先 (株)三井住友銀行、中央三井信託銀行(株)、三井住友海上火災保険(株)、三井物産(株)、三井不動産(株)、日本製紙(株)、(株)北洋銀行、東レ(株)、(株)東芝、(株)名古屋銀行

A種株式：発行価格100,000円、資本組入額50,000円

割当先 (株)三井住友銀行、中央三井信託銀行(株)、三井住友海上火災保険(株)、三井物産(株)、三井不動産(株)

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成17年3月31日現在

区分	株式の状況							
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	19	11	1,311	—	—	433	1,774
所有株式数 (株)	—	615,004	26,079	694,066	—	—	214,851	1,550,000
所有株式数 の割合(%)	—	39.68	1.68	44.78	—	—	13.86	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

2 個人その他には、自己名義株式181,625株が含まれております。

3 当社は単元株制度および端株制度を採用しておりません。

② A種株式

平成17年3月31日現在

区分	株式の状況							
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	3	—	2	—	—	—	5
所有株式数 (株)	—	1,064,000	—	20,000	—	—	—	1,084,000
所有株式数 の割合(%)	—	98.15	—	1.85	—	—	—	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

2 当社は単元株制度および端株制度を採用しておりません。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成17年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	194,772	12.56
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	160,127	10.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	130,059	8.39
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	100,357	6.47
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	100,050	6.45
日本製紙株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	50,000	3.22
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目11番地	40,003	2.58
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	40,000	2.58
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	40,000	2.58
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦三丁目19番17号	40,000	2.58
計	—	895,368	57.76

- (注) 1 所有株式数および発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。
- 3 上記のほか当社所有の自己株式181,625株(発行済普通株式総数に対する割合11.71%)があります。

② A種株式

平成17年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済A種株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	714,000	65.86
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	335,000	30.90
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	15,000	1.38
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	10,000	0.92
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	10,000	0.92
計	—	1,084,000	100.00

- (注) 1 所有株式数および発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、A種株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 181,625	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,368,375	1,368,375	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000	—	—
総株主の議決権	—	1,368,375	—

② 【自己株式等】

平成17年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目2番3号	181,625	—	181,625	11.71
計	—	181,625	—	181,625	11.71

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。
- 2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ロ 【子会社からの買受けの状況】

該当事項はありません。

ハ 【取締役会決議による買受けの状況】

該当事項はありません。

ニ 【取得自己株式の処理状況】

平成17年6月29日現在

区分	処分、消却又は移転株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する 処分を行った取得自己株式	9,400	554,600,000
消却の処分を行った取得自己株式	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る取 得自己株式の移転	—	—

ホ 【自己株式の保有状況】

平成17年6月29日現在

区分	株式数 (株)
保有自己株式数	181,625

【株式の種類】 A種株式

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当政策につきましては、経営環境および将来の収益見通しを踏まえ、中長期的な企業価値の維持・向上を図りつつ、契約者および株主への適正な還元を図ることを基本方針としております。

当期につきましては当期純利益を計上しておりますものの、翌期に固定資産の減損会計の適用による損失計上が予定されていることから、内部留保の蓄積による財務基盤の強化を図るべく、契約者配当につきましては団体保険等を除き見送るとともに、当期の配当金につきましては誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当社は第57期以前は相互会社、第58期は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社は非上場・非登録でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
取締役会長	—	石川博一	昭和17年10月3日生	昭和41年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 代表取締役副頭取 兼副頭取執行役員 企業金融部門統括責任役員 平成14年6月 当社 顧問 平成14年7月 当社 取締役会長(現任)	150
代表取締役社長執行役員	—	西村博	昭和18年1月1日生	昭和42年4月 当社 入社 平成6年4月 当社 主計部長 平成8年7月 当社 取締役 平成10年4月 当社 常務取締役 平成13年4月 当社 専務取締役 平成13年7月 当社 代表取締役社長 平成16年4月 当社 代表取締役社長執行役員(現任)	150
代表取締役専務執行役員	検査局長 兼 チーフコンプライアンスオフィサー 兼 チーフリスクマネジメントオフィサー 兼 チーフプライバシーオフィサー	成瀬行弘	昭和20年7月2日生	昭和43年4月 当社 入社 平成9年4月 当社 勤労部長 平成10年7月 当社 取締役 平成11年7月 当社 執行役員 平成13年4月 当社 常務執行役員 平成13年7月 当社 常務取締役 平成14年7月 当社 代表取締役常務取締役 平成16年4月 当社 代表取締役常務執行役員 平成16年6月 当社 代表取締役専務執行役員(現任)	100
取締役常務執行役員	主計部門担当役員 兼 保険計理人 兼 リスクマネジメント委員会委員	日笠克巳	昭和22年10月5日生	昭和46年4月 当社 入社 平成11年4月 当社 経営企画部門次長 兼 事業開発グループマネージャー 平成12年4月 当社 執行役員 平成14年4月 当社 常務執行役員 平成14年7月 当社 常務取締役 平成16年4月 当社 取締役常務執行役員(現任)	50
取締役常務執行役員	PMMサービス統括役員 兼 損保事業統括室担当役員	上村修三	昭和24年12月27日生	昭和47年4月 当社 入社 平成11年4月 当社 情報システム部門次長 平成12年4月 当社 執行役員 平成14年4月 当社 常務執行役員 平成15年7月 当社 常務取締役 平成16年4月 当社 取締役常務執行役員(現任)	55
取締役常務執行役員	運用統括役員 兼 リスクマネジメント委員会参与	室田隆	昭和25年5月9日生	昭和50年4月 当社 入社 平成13年4月 三井ライフ損害保険株式会社 代表取締役社長 平成14年10月 当社 執行役員 平成15年4月 当社 常務執行役員 平成17年6月 当社 取締役常務執行役員(現任)	70

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
取締役	—	末松謙一	大正15年3月2日生	昭和23年10月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 昭和63年 6月 同行 代表取締役社長 平成 2年 4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 代表取締役頭取 平成 2年 7月 当社 取締役（現任） 平成 4年 4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行） 代表取締役頭取 平成 6年 6月 同行 代表取締役会長 平成 9年 6月 同行 相談役 平成10年 7月 同行 常任顧問 平成13年 4月 株式会社三井住友銀行 特別顧問 平成15年 3月 同行 名誉顧問（現任）	—
取締役	—	田中順一郎	昭和 4年 9月28日生	昭和26年 4月 三井不動産株式会社 入社 昭和62年 6月 同社 代表取締役社長 平成 2年 7月 当社 取締役（現任） 平成10年 6月 三井不動産株式会社 代表取締役会長（現任） 〔他の会社の代表状況〕 三井不動産株式会社 代表取締役会長 日本みどり開発株式会社 代表取締役会長	—
常任監査役	(常勤)	折茂民男	昭和22年 4月 3日生	昭和47年 4月 当社 入社 平成11年 4月 当社 経営企画部門次長 平成12年 4月 当社 執行役員 平成13年 7月 当社 常務執行役員 平成14年 7月 当社 常務取締役 平成16年 4月 当社 取締役 平成16年 6月 当社 常任監査役（現任）	20
監査役	(非常勤)	笥 榮 一	昭和 2年 5月27日生	平成 2年 5月 検事総長 平成 4年 5月 定年退官 平成 4年 6月 弁護士登録 平成 6年 7月 当社 監査役（現任）	—
監査役	(非常勤)	熊谷直彦	大正15年 8月19日生	昭和25年 1月 第一物産株式会社（現三井物産株式会社） 入社 平成 2年 6月 三井物産株式会社 代表取締役社長 平成 8年 6月 同社 代表取締役会長 平成12年 6月 同社 相談役（現任） 平成14年 3月 当社 監査役（現任）	—
監査役	(非常勤)	松方 康	昭和 8年 3月27日生	昭和30年 4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 入社 平成 2年 6月 同社 取締役社長 平成 3年 4月 三井海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 取締役社長 平成 8年 4月 同社 取締役 平成 8年 6月 同社 取締役副会長 平成 9年 6月 同社 相談役 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 相談役（現任） 平成16年 6月 当社 監査役（現任）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
監査役	(常勤)	池内 秀和	昭和22年 7月 8日生	昭和46年 4月 当社 入社 平成13年 4月 当社 法人業務本部東京法人第二部長 平成13年 7月 当社 執行役員 平成15年 7月 当社 監査役(現任)	40
計					635

- (注) 1 取締役のうち末松謙一および田中順一郎の2氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち箕 榮一、熊谷直彦、松方 康の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
- 3 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化・経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。
- 取締役と兼務していない執行役員は16名で、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	平田 徳久	法人統括役員
常務執行役員	齋藤 純雄	代理店統括役員
常務執行役員	上田 英文	システム企画部門担当役員 兼 お客様サービスセンター担当役員
常務執行役員	大爺 正博	東京営業本部長 兼 コンプライアンスコミッティー委員
常務執行役員	阿南 博文	関西エリア本部長
常務執行役員	伊東 純	営業部統括役員
常務執行役員	安孫子 正人	総合企画部門担当役員 兼 総合企画部門長 兼 コンプライアンスコミッティー委員 兼 リスクマネジメントコミッティー委員
常務執行役員	牧 満	総合企画部門副担当役員 兼 事業法人業務部門参与
執行役員	小林 徹三	法人営業本部長 兼 コンプライアンスコミッティー委員
執行役員	山下 享	中四国エリア本部長
執行役員	豊田 稔	主計部門長 兼 コンプライアンスコミッティー委員 兼 リスクマネジメントコミッティー委員
執行役員	山本 幸央	総務人事部門担当役員 兼 総務人事部門長 兼 コンプライアンスコミッティー委員 兼 リスクマネジメントコミッティー委員
執行役員	星田 繁和	事業法人業務部門長 兼 コンプライアンスコミッティー委員
執行役員	中島 拓之	資産運用部門長 兼 コンプライアンスコミッティー委員 兼 リスクマネジメントコミッティー委員
執行役員	福田 健二	業務部門長 兼 コンプライアンスコミッティー委員
執行役員	鶴岡 重幸	神奈川エリア本部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、お客様、株主、従業員の全てから評価される企業価値の高い会社を目指しております。この目標の実現のためには、優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築が必須であると考えております。今後も、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

① 会社の機関

当社は監査役制度を採用しております。

また、執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離しております。

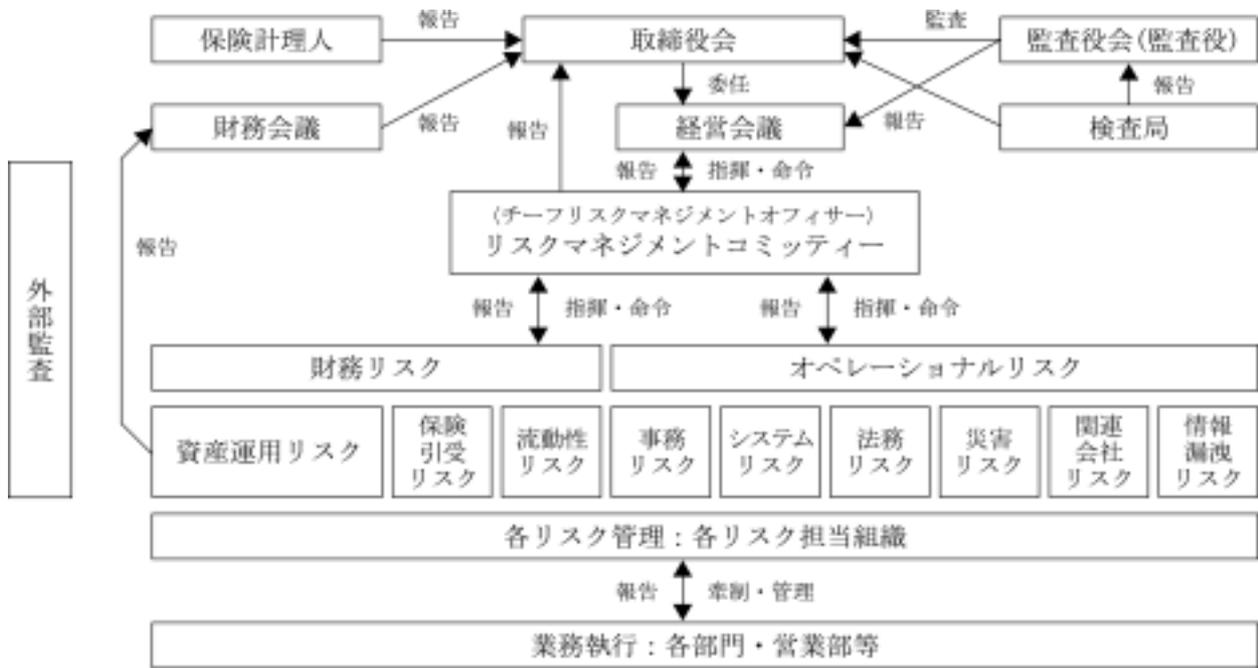
取締役会は、取締役8名(うち2名は社外取締役)で構成し、業務執行に対する監督を行っております。なお取締役の任期は事業年度ごとの経営責任を明確にするため1年としております。また、取締役会の監督機能を補完するため、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置して、取締役や執行役員の候補者案、報酬案等についての審議・報告を行っております。

監査役会は、監査役5名(うち3名は社外監査役)で構成し、取締役会および業務執行の監査を行っております。

業務執行については、取締役会において選任された執行役員(取締役兼務者5名を含み計21名)が担当しております。また、業務執行のための会議体として、経営会議および財務会議を設置しております。

経営会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的管理を行っております。経営会議は、取締役会長、社長執行役員および各部門担当役員計15名で構成されております。

財務会議は、会社の方針に基づいて、資産運用に関する重要事項を、経営会議に代わって専門的に決定し、あわせて、その全般的管理を行っております。財務会議は、取締役会長、社長執行役員、各部門担当役員に資産運用関係部門長3名を加えた18名で構成されております。



③ 監査役監査、会計監査の状況

監査役監査について、各監査役は、取締役会、経営会議および財務会議等の重要な会議に出席するなど、経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制の整備・運用の状況等の監査を通じ、取締役の職務の執行を監査しております。これらの監査役の監査業務をサポートする組織として監査役室を設けており、監査役の円滑な職務遂行の支援を行っております。

また、監査役は検査局および会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、検査結果報告、監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人監査にも立ち会う等、緊密な連携を取っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、桃崎有治、中井新太郎の2名であり、監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、会計士補7名、その他4名であります。

④ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次の通りです。

(a) 取締役に対する報酬

172百万円(うち社外取締役9百万円)

(b) 監査役に対する報酬

52百万円(うち社外監査役18百万円)

⑤ 監査報酬の内容

当事業年度における当社の会計監査人である監査法人トーマツに対する報酬は、次の通りです。

(a) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

42百万円

(b) 上記以外の業務に基づく報酬

8百万円

(注) なお、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、有価証券報告書作成・開示のための指導・助言業務、中間経理基準等策定のための指導・助言業務等に対するものであります。

(2) 会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役および社外監査役は、当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、また、社外取締役および社外監査役個人と当社との間には、特に利害関係はありません。

また、社外取締役田中順一郎氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は、同社と営業取引関係があります。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

従前より、社外取締役および社外監査役を登用しておりましたが、平成16年6月から社外監査役を1名増員し、監査役5名中3名を社外監査役としております。また、平成16年4月に監査役室を設置し、監査役への支援機能を強化しております。

平成16年7月には、経営の健全性向上を図ることを目的に、企業経営者・学識経験者等から選任された委員で構成され、社外の視点から、社長をはじめとする経営層に対し提言・助言を行うアドバイザーボードを設置し、年2回開催しております。

なお、当期には、取締役会は14回、経営会議は43回、財務会議は35回、監査役会は9回それぞれ開催しております。